

令和7年4月8日

鴻巣北小学校PTA会員各位

鴻巣市立鴻巣北小学校  
PTA会長 新井 宏和  
校 長 大澤 紀子

## PTA規則集の変更提案

PTA会員の皆様にはおかげましては、日頃よりPTA活動にご理解、ご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、今年度検討してまいりましたPTA規則集の会則一部変更について、規則集『第63条 (会則の改廃)』に則り、令和7年度PTA定期総会に提案致します。ご審議の程、宜しくお願い申し上げます。

記

### 変更内容

① 「会則」 第8章 会計監査委員 第23条 (会計監査委員の定数等) P3

(変更前) この会の経理を監査するために、2名の会計監査委員を置く。

(変更後) この会の経理を監査するために、各クラス1名の会計監査委員を置く。

\* 2名→各クラス1名に変更

「会則」 第8章 会計監査委員 第23条 (会計監査委員の定数等) P3

(変更前) 会計監査委員は、役員、全委員(選考委員会、学年委員会、支部委員会、特別委員会の委員)、及び「学校応援団いちょうっ子パパ」部員をかねることができない。

(変更後) 会計監査委員は、当該年度において役員、全委員(選考委員会、学年委員会、支部委員会、特別委員会の委員)、及び「学校応援団いちょうっ子パパ」部員をかねることができない。

\* (上記下線部追加)

② 「会則」 第11章 全体委員会 第36条 (全体委員会の意義) P4

(変更前) 学年主任

(変更後) 校長・教頭

\*学年主任→校長・教頭に変更

③ 「会則」 第12章 運営委員会 第39条 (運営委員会の意義) P4

(変更前) 学年主任

(変更後) 校長・教頭

\*学年主任→校長・教頭に変更

④ 「会則」 第14章 支部委員会 第46条 (支部委員会の意義) 2. P5

(変更前) 雷電支部委員会：雷電、栄町5丁目

(変更後) 雷電支部委員会：雷電、栄町の一部

\*栄町5丁目→栄町一部に変更